男女共同参画に関する条例の検討に係る各委員ご意見・ご発言

資料１０

氏名	第６回開催前の事前意見	第６回開催時の発言要旨	第７回開催時の発言要旨	第７回開催後の意見
泉委員				
黒田委員	・男女共同参画社会の実現のための市の取組みについて市民の認知度がかなり低く、啓発するにしても、今まで通りでは難しさを感じました。アンケートの意見にもありましたが、「条例があった方が効果的に推進できると思う」が56.2%であることに鑑みると、条例の制定が、認知度をあげたり施策を効果的に推進するきっかけにもなり、思索の策定や実施、広報がより促進されるように思います。市民の声としては、（条例制定というよりはむしろ）男女共同参画に関する実質的な支援策を充実させてほしいということにあると思いますので、条例の制定と実質的な協働参画のための施策の策定、実施を両輪として進められると良いように感じます。 ・一方で、条例化については、市長のヴィジョン（と議会の理解）が重要になるかと思います。男女共同参画社会か、あるいは多様な人々が共生する社会が市政方針やヴィジョンに明確に組み込まれている／組みこもうとしている場合、条例の制定は施策の実質化と併せて効果をもつと思います。また、男女共同参画社会の項目には、論争的な内容（セクシュアリティや外国人の問題等）が含まれており、市民のあいだで誤解され正しく理解されていないものもあります。それゆえ、明確な方針として進めなければ、条例化しても意味がないと思われたり、一部の人たちの偏った取り組みであると思われる危険性もあります。ですので、条例とする場合、船橋市の現状から説得力のある位置付けをする必要があると考えます。	市民の56.2%がこの条例があった方が効果的に推進できると思うという意見があることを考えると、条例の制定が認知度を上げたり、あるいはその活動をさらに進めていくきっかけになりうるのではないか。でも市民の意見としては、実質的な男女共同参画のための施策だと求められている。 これを進めていく時に市長のビジョンというか、市がどうやっていきたいかっていうところと合わさっていないと、委員会でこうだと言ってもそこが推し進められない。	＜ご欠席＞	当日欠席いたしましたので、前回の会議の議事録を拝読いたしました。 会議での雰囲気やニュアンスが分からないので私見ではございますが、 千葉県に男女共同参画に関する条例等があるため船橋市での制定は不要とのご意見もいくつかありました。 その一方で、県の条例内容や多様性に対してあまり受容されていないような点も気になりました。 また多様性を認める世界的な潮流（特に教育の領域では多様性や子ども尊厳の尊重は重要ですが）と、 世界的な政権の右傾化もあり、難しさを感じさせられました。
松本委員	意見なし	効果とかその役割、そういうものがはっきりと私にはちょっと認識できない。 それから令和 6 年に千葉県多様性尊重条例ができている。新たに船橋でその条例を作るとなった時、千葉県のものを土台にしなきゃいけない。内容がすごく難しいんじゃないかなっていうことを感じました。	R8.6.9で交代（高宮委員へ）	
高宮委員	R8.6.10から委嘱（松本委員の後任）	R8.6.10から委嘱（松本委員の後任）	私も理解がまだ把握してないですが、じっくりと勉強させていただいてからお話をさせていただければ。	
大原委員	意見なし	黒田委員の一つ目のご意見に共感。	R8.3.31で交代（小林委員へ）	
小林委員	R8.4.1から委嘱（大原委員の後任）	R8.4.1から委嘱（大原委員の後任）	作らなくてもいいのかなっていうふうに思っている。 法律としてあるし、県条例がある。行政のコストや事務の負担が増えてしまうんじゃないか。 メリットとしては、条例をつくることによって、人が代わったときにわかりやすい条例を作成することによってわかりやすく、いろんなことを考えられるのではないのかなっていうふうに思う。	
峠委員	意見なし	条例はあると皆さん意識するのかなと思うんですけど、拘束力がどれぐらいあるのかなって疑問。喫煙禁止条例では効果が見られなかった。 一生懸命作ってもあまり効果がない、意味がないのであれば、必要ないのかな。条例に対して私はあまりポジティブな印象はない。	＜ご欠席＞	

氏名	第６回開催前の事前意見	第６回開催時の発言要旨	第７回開催時の発言要旨	第７回開催後の意見
石野委員	意見なし	条例あってもいいのかなと思う。ただ、私自身あまりLGBT を好きじゃないので、男女じゃない人がいっぱいいるよみたいなのをやられちゃうと、それこそ子供は男と女でしかできないものだから出生率とかが下がっちゃったりとかしても嫌だなって思うので、まあその辺が多い条例とかだったら嫌だなとは思う。 暴走しないさせないために条例があった方がいいのかなとは思う。	条例があることによって、何か計画とかがすごい動きづらくなる。何年後かにそれが何か不都合が出てこないか。 あんまり意味のない条例だったらなくてもいいんじゃ。無くても動けるんじゃないって思う。	
亀ヶ谷委員	意見なし	民生の立場からすると、今高齢化とか色々問題が起こっている中で、この男女共同参画の条例を作ることには意味があると思う。 ただ、世代間のギャップがあって、年取った連中と若い連中との間のそこら辺の認識度がやっぱり難しくなってんのかな。 特に、人権に関わるようなことがどこまで配慮されるのか。 今の時代ですので、みんなに啓蒙するためには条例があった方がいいと思う。	啓蒙する意味で、あるいは市民の意識を高める上で、やっぱり理念的なこと市としてやるのは条例としての意味であるんだろうなと思う。 ただ問題は何をどうしろっていうことを、別段その条例でできないと思う。だから啓蒙の意味で意識改革だけならば、条例よりも計画に基づいた社会の実現を目指すっていうことの方が重要と思う。 条例を作るにしたって、すごく幅広い中身になる。そうすると、啓蒙の意味があっても、実際には抽象的なことがいっぱい出てきて、総和的な中身にると思う。 だから実を取るならば、今の計画に基づいた実践をしていく方がいい。	
文川委員	意見なし	議会で通るか通らないかが一番大きい。	条例というのは。自分が守りたければ守ればいい、そういうもの。	
平山委員	意見なし	作った後どのように変わるのかっていうそのビジョンが見えるのであれば、効果がどれだけ得られたのかっていう他市の状況なども把握した上で、作成するのか作成しないのかっていう検討の一つと思う。 もう一つは、条例は誰のために何のために必要なのか、っていうところがしっかり委員も、あと市民も理解できていれば、必要なのか必要じゃないのかっていう一つの判断にはなるかなと思う。	アンケート報告書で、男女共同参画社会を実現するために今後市が取り組むべきことで、条例の制定はとても低い。条例ではなくて、実践ある施策事業をとなっている。私の意見は作成しなくていいんじゃないかという結論。 計画をずっと続けて、ブラッシュアップしてきているっていうし、それも一つの特徴。5年計画、今後もその計画をいかにブラッシュアップするか、実効性あるものになるかっていうふうに力を今後注いでいく。 条例整備となると、そこに労力とコストもかかる。	10月会議は欠席します。 【会議での取りまとめに向けたご提案】 委員の皆様の間で「制定すべき」「慎重であるべき」と両方の意見があるかと存じます。 二項対立で結論を出す前に、ぜひ一度以下の点を皆様で確認してみてはいかがでしょうか。 「現在のｆプランの推進だけでは、どうしても解決できない具体的な困りごとや根拠不足が、実際の現場や作業で生じているか？」 「条例を作る・作らない」という形式の議論の前に、現場における具体的な課題の有無を全員で整理していただくことで、推進委員として納得感のある最終判断（ヒント）につながるのではないかと考えております。
山口委員	意見なし	教育もすごく変わってきているので、条例って大事なのかなと思うが、慎重に扱わないとという懸念もしている。あってもいいかなっていうような私は感覚を持っている。	どちらかというと私は条例は要らないんじゃないかな派。 計画を5年ごとに見直すってすごく大事なことで、時代の流れもすごく変容してる。何か条例が邪魔になる気がするし、ものすごく労力かけて決めていくし、予算もかかる。具体的な施策の改善を図っていった方がいいのかなっていう気がする。	10月会議は欠席します。 特に意見はありません。一任致します。

氏名	第６回開催前の事前意見	第６回開催時の発言要旨	第７回開催時の発言要旨	第７回開催後の意見
橋本委員	市が取り組むべきことが３つ選べる中で 条例の制定が優先順位として低かったことから 市民にとって「条例の制定」の意義が感じにくいのかと思いました。 意見にもありましたが、条例の制定には具体的なアクション、や実用的な施策がセットで必要があると感じました。 アンケート報告書の育児の部分で、役割の理想は夫と妻が同じくらいが多いが、現実として主に妻に偏っているように、 理想と現実はまだまだ離れていて、女性の社会進出が推進される中で、男女共同参画、ライフワークバランスと言われながらも、育児においてはなかなか女性の負担が減らない現実があることがわかります。その点からも、条例が単なる理念の共有にならないように検討する必要があると思います。	＜ご欠席＞	多様性って何だろうっていうところですね。もっとみんなで十分に議論するというか、多世代だったりいろんな環境の方にとっての多様性っていう考え方自身がクリアにならないと、多様性というものを定義してそれを作るっていうのはすごくハードルが高いことなのかなっていうふうに感じている。	
奥田委員	条例の果たす役割を丁寧に説明するべきではないですか。 どのような男女共同参画条例を作るかによっても違うと思いますが、県のような条例ではあまり意味が無いように思います。 罰則規定を盛り込む、相談機能の充実、男女共同参画センターの位置づけ等、男女の平等意識が進むような条例を望みます。 男女の人権の尊重は基本中の基本ですが、性的人権の尊重及び性的人権を学ぶ場の確保も必須と思います。	条例を作ることによって市の施策が全部その条例に沿ったものにならないといけないと思う。そうすると一見男女平等と関係ないような課でも部署でも男女共同参画に則った施策をする必要があると思う。 全体を見渡してその施策の中で男女平等になっているか、なってないかということが、目に見えて分かるような感じになってくるんじゃないかと思うので、条例を作ることに賛成。	私は賛成。 計画の中では男女共同参画に関係する、その各課とか関わっていますけれども、全然そうじゃないところも条例ができた場合には、男女共同参画について考えて、それに則った、政策をっていかなければいけないと思う。 船橋市全庁が、男女共同参画について考えるとか、その人権について考える、教育の場も男女共同参画、人権について考えるということを不断にやっていただくというのがいいかなと思う。	
木下委員	条例を制定することが推進エンジンとして効果が大きいとは言えないが、効果的な推進を支えると思われます。 ※アンケート結果の通り 自由意見欄のコメントに留意することが必要です。	条例もあるのね、みたいな。あ、そこまで頑張っているんだ、みたいな、そういう効果があると思います。ただ、自由意見欄のコメントのような配慮は必要。	計画に対しては何か否定的なベクトルが働いたときに条例があるということが非常に推進力になるというか、壁になるっていうか。 全庁挙げて、その議会も挙げてみたいな、そういうようなところの何か。下支え、壁、同じこと言っているかもしれませんけどそういう力になるような気がしていて、作るべきだなっていうふうには思う。	
藤井委員	条例の制定そのものに反対する訳ではないが、そもそも市民アンケートの回答の中から、条例の制定よりも、多くの市民が取り組むべきと回答している施策(支援策の充実感など)を、優先的に実行すべきではないかと思いました。 条例の制定を望む市民は、回答者の16%弱に過ぎません。民意を反映した市の行政施策とは何か、再考されることを望みます。	支援策の充実、多くの市民が取り組むべきと回答している施策を優先的に実行すべき。	条例制定を真っ向から不要であるというつもりは毛頭ないが、より労力や時間、そういうものまたはエネルギー、あと予算。そういうものを注ぎ込むのであればですね、条例制定よりも、より優先すべきは、この計画をしっかりと実行していくこと。 かつ実行した後の検証を明確にして、より次の計画に対してのフィードバックをしていくということにですね、よりエネルギーと時間と予算と、注ぎ込むべきであるというように、私が優先順位と重要度ということで考えれば、それがもう注力すべきはそこだと思う。 無理に条例作るよりも、そこの国策に極力沿った形での計画、またその計画実施、計画策定および修正実行というのをやっていくということを最優先にすることが望ましいのではないか。	船橋市での条例制定には賛成いたしません。 様々な計画を、実行し、効果を検証し、更に計画をブラッシュアップした上で実行することを、より優先的に取り組んでいただけばと思います。